

第 778 号
令和元年 5 月

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	112	2
・ 放置自転車等の保管について	113	2
・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて	114	2
・ 放置自転車等の保管について	115	2
・ 地籍調査の実施について	116	3
・ 放置自転車等の保管について	117	3
・ 放置自転車等の保管について	118	3
・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて	119	3
・ 放置自転車等の保管について	120	3
・ 放置自転車等の保管について	121	4
・ 放置自転車等の保管について	122	4
・ 公示送達について	123	4
・ 放置自転車等の保管について	124	4
・ 放置自転車等の保管について	125	5
・ 放置自転車等の保管について	126	5
公 告	番号	頁数
・ 指定地域密着型サービス事業所・指定 地域密着型介護予防サービス事業所 の指定について	25	5
・ 一般競争入札について	26	5
・ 農用地利用集積計画について	27	7
教育委員会	番号	頁数
・ 定例教育委員会の招集について	6	7
・ 定例教育委員会の招集について	7	7
農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	4	7
選挙管理委員会	番号	頁数
・ 天理市議会議員選挙におけるポスター 掲示場の設置について	18	7
・ 直接請求に必要な選挙人の数について	19	8
・ 天理市議会議員選挙の期日等について	20	8
・ 天理市議会議員選挙における選挙運動 に関する支出の制限額について	21	8
・ 天理市議会議員選挙における選挙長及	22	8

びその職務を代理すべき者について		
・ 天理市議会議員選挙における各投票区 の投票管理者及びその職務を代理すべ き者について	23	8
・ 天理市議会議員選挙における各投票区 の投票所の場所について	24	9
・ 天理市議会議員選挙における開票事務 と選挙会事務の合同について	25	9
・ 天理市議会議員選挙における開票事務 と併せて行う選挙会の場所等について	26	9
・ 天理市議会議員選挙における選挙公報 に候補者の氏名等を掲載する順序を定 めるくじについて	27	9
・ 天理市議会議員選挙につき、本市の各 投票所内における候補者の氏名等の掲 示の掲載の順序を定めるくじについて	28	9
・ 天理市議会議員選挙における期日前投 票所の場所について	29	9
・ 天理市議会議員選挙における天理市役 所期日前投票所の投票管理者及びその 職務を代理すべき者について	30	10
・ 天理市議会議員選挙における選挙長の 事務を行う場所について【選挙長告示】	1	10
・ 天理市議会議員選挙における選挙長の 公印の定めについて【選挙長告示】	2	10
・ 天理市議会議員選挙における開票立会 人として届出があったものが10人を超 えるとき等におけるくじを行う場所及 び日時について【選挙長告示】	3	10
・ 天理市議会議員選挙につき候補者とし て届出のあった者について【選挙長告 示】	4	10
・ 天理市議会議員選挙の当選人の住所及 び氏名について	31	10
公営企業	番号	頁数
・ 一般競争入札について【公告】	6	11

告 示

(平成31年 4 月 8 日 掲 示 済)

天理市告示第112号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月 8 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成31年 4 月 8 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成31年 4 月 8 日から平成31年 6 月 6 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1 台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市くらし文化部防災安全課 電話 0743-63-1001

(平成31年 4 月 9 日 掲 示 済)

天理市告示第113号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月 9 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成31年 4 月 11 日 掲 示 済)

天理市告示第114号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成31年 4 月 11 日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市福住町10575番地 3	中	英 俊
変更後	代表者	天理市福住町10462番地 2	中	昭 志
変更年月日		平成31年 4 月 1 日		

(平成31年 4 月 11 日 掲 示 済)

天理市告示第115号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月 11 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成31年 4 月11日 揭示済)

天理市告示第116号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成31年 4 月11日

天理市長 並 河 健

- 1 国土調査として事業計画が公示された年月日 平成31年 4 月11日
- 2 調査を実施する者の名称 天理市
- 3 調査地域 天理市前栽町及び丹波市町の各一部の地域
- 4 調査期間 平成31年 4 月11日から令和2年 3 月31日まで

(平成31年 4 月15日 揭示済)

天理市告示第117号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月15日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成31年 4 月17日 揭示済)

天理市告示第118号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成31年 4 月17日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成31年 4 月17日から平成31年 6 月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成31年 4 月17日 揭示済)

天理市告示第119号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成31年 4 月17日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市福住町6823番地	奥 村 宏
変更後	代表者	天理市福住町2056番地	乾 公 一
変更年月日		平成31年 4 月 1 日	

(平成31年 4 月19日 揭示済)

天理市告示第120号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成31年4月19日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成31年4月19日揭示済)

天理市告示第121号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成31年4月19日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成31年4月19日

3 移動対象区域

天理市田井庄町555番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成31年4月19日から平成31年6月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成31年4月22日揭示済)

天理市告示第122号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成31年4月22日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成31年4月22日揭示済)

天理市告示第123号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成31年4月22日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成31年4月25日揭示済)

天理市告示第124号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成31年 4月25日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成31年 4月25日 揭示済)

天理市告示第125号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成31年 4月25日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成31年 4月26日 揭示済)

天理市告示第126号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成31年 4月26日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

公 告

(平成31年 4月17日 揭示済)

天理市公告第25号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成31年 4月13日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成 9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成31年 4月17日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2 6 7 3 5 0 0 1 4 2	
名 称	デイサービス音色	
所在地	京都府木津川市州見台 7-8-6	
申請者	名称	合同会社ai
	主たる事務所の所在地	京都府木津川市州見台 8-16-5
	代表者の氏名	西岡 幸子
	代表者の住所	京都府木津川市州見台 8-16-5
廃止年月日	平成31年 4月 1日	
サービスの種類	地域密着型通所介護	

(平成31年 4月24日 揭示済)

天理市公告第26号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年 4月24日

天理市長 並 河 健

1 担当部局

〒632-8555 天理市川原城町605番地

天理市教育委員会事務局教育総務課

担当 榎原・中田

T E L 0743-63-1001（内線548/527）

F A X 0743-62-0100

2 調達内容

- (1) 調達件名 天理市教育ICT環境整備に関わるタブレット端末及び通信サービスの提供
- (2) 需要場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校ほか9施設
- (3) 納入期限 令和元年8月20日(火)
- (4) 仕様内容 別紙「仕様書」を参照のこと。
- (5) 契約期間 令和元年9月1日から令和4年8月31日まで
- (6) 入札方法 一般競争入札とする。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (4) 前記(2)(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 移動体通信事業者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている者(会社更生法に当たっては更生手続開始の決定、民事再生法に当たっては再生手続開始の決定を受けているものを除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (8) 天理市外に本社営業所等を有する者にあつては、法人税、消費税及び地方消費税(以下「国税」という。)に滞納がないこと。ただし、天理市内に本社、営業所等を有する者にあつては、市税及び国税に滞納がないこと。
- (9) 天理市の指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。

4 問い合わせ先及び入札説明書等を交付する場所

問い合わせ先は、1に同じ。入札説明書等必要書類は天理市ホームページからダウンロードすること。

5 入札参加資格の確認の申請の申込方法(持参または郵送)

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 平成31年4月24日(水)から令和元年5月21日(火)
持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。
郵送による場合は、令和元年5月21日(火)午後5時必着。

- (2) 提出場所 1に同じ
- (3) 必要書類 入札説明書のとおり

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
令和元年5月31日(金) 午後3時
奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 531会議室
傍聴を希望する者は、開札日の前日までに教育総務課まで連絡すること。
- (2) 入札書の提出方法
郵送による。郵送の方法は入札説明書による。

7 落札者の決定

- (1) 落札者は、次の方法により決定する。
 - ① 入札書に記載された1回線あたりの端末使用料及び通信料等を含む月額(税抜き)に371回線・36ヶ月分を乗じ、別途キッティングに要する費用(税抜き)を加算した合計金額が最も低い金額を提示した者を落札者とする。
 - ② 前記に該当する者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

8 入札の無効

入札において、次のいずれかに該当する入札は無効または失格とする。

- (1) 入札書に記名押印を欠く入札
- (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により重要な事項を確認できない入札
- (3) 同一入札者がなした2通以上の入札
- (4) 入札金額を訂正した入札又は判読しがたいと認められる入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をなした者の入札
- (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- (8) 入札参加資格のない者が行った入札

- (9) その他入札条件に違反した入札
- 9 入札手続き等
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要する
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 支払条件 仕様書のとおり
- (6) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とし、タブレット端末及び通信サービスの提供は当該契約にかかる予算の成立を条件とする。
- (7) 詳細は仕様書による。

(平成31年 4 月30日 揭示済)

天理市公告第27号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成31年 4 月30日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成31年 4 月 8 日 揭示済)

天教告示第 6 号

平成31年 4 月11日午後 1 時から 4 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成31年 4 月 8 日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

(平成31年 4 月26日 揭示済)

天教告示第 7 号

令和元年 5 月 8 日午後 2 時から 5 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成31年 4 月26日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成31年 4 月26日 揭示済)

天農委告示第 4 号

令和元年 5 月 8 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成31年 4 月26日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条に関する申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条に関する申請について
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第 5 号 農用地利用配分計画について
- 議案第 6 号 その他
- ①市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成31年 4 月12日 揭示済)

天選告示第18号

平成31年 4 月21日執行予定の天理市議会議員選挙における天理市議会議員選挙及び天理市長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年10月条例第10号）第2条の規定により設置したポスター

掲示場の設置場所は次のとおりである。

平成31年 4 月12日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり

(平成31年 4 月13日掲示済)

天選告示第19号

平成31年 4 月13日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成31年 4 月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

50分の 1 の数	1,076	人
6 分の 1 の数	8,967	人
3 分の 1 の数	17,934	人

(平成31年 4 月14日掲示済)

天選告示第20号

天理市議会議員選挙を次のように行う。

平成31年 4 月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 選挙の期日 | 平成31年 4 月21日 |
| 2 | 選挙すべき議員の数 | 16人 |

(平成31年 4 月14日掲示済)

天選告示第21号

平成31年 4 月21日執行の天理市議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成31年 4 月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

3, 8 8 4, 7 0 0 円

(平成31年 4 月14日掲示済)

天選告示第22号

平成31年 4 月21日執行の天理市議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成31年 4 月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
天理市櫛本町1504番地 1	堀内靖介	天理市勾田町2 2 2番地 9	西辻健一

(平成31年 4 月14日掲示済)

天選告示第23号

平成31年 4 月21日執行の天理市議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成31年 4 月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり

(平成31年 4 月14日 揭示済)

天選告示第24号

平成31年 4 月21日 執行の天理市議会議員選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。
平成31年 4 月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり

(平成31年 4 月14日 揭示済)

天選告示第25号

平成31年 4 月21日 執行の天理市議会議員選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。
平成31年 4 月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

(平成31年 4 月14日 揭示済)

天選告示第26号

平成31年 4 月21日 執行の天理市議会議員選挙における開票事務を併せて行う選挙会は、次の場所及び日時に行う。
平成31年 4 月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

- 1 場 所 天理市丹波市町180番地
天理市立丹波市小学校 体育館
- 2 日 時 平成31年 4 月21日 午後 9 時10分

(平成31年 4 月14日 揭示済)

天選告示第27号

平成31年 4 月21日 執行の天理市議会議員選挙における選挙公報に候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。
平成31年 4 月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

- 1 場 所 天理市役所 5 階 5 3 3AB会議室
- 2 日 時 平成31年 4 月14日 午後 5 時15分

(平成31年 4 月14日 揭示済)

天選告示第28号

平成31年 4 月21日 執行の天理市議会議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名等の揭示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。
平成31年 4 月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

- 1 場 所 天理市役所 5 階 5 3 3AB会議室
- 2 日 時 平成31年 4 月14日 午後 5 時30分

(平成31年 4 月14日 揭示済)

天選告示第29号

平成31年 4 月21日 執行の天理市議会議員選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。
平成31年 4 月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町6 0 5番地 天理市役所 1 階 1 3 1会議室

(平成31年 4 月14日 揭示済)

天選告示第30号

平成31年 4 月21日執行の天理市議会議員選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成31年 4 月14日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり

(平成31年 4 月14日 揭示済)

選挙長告示第 1 号

平成31年 4 月21日執行の天理市議会議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成31年 4 月14日

天理市議会議員選挙
選挙長 堀内靖介

選挙期日の告示日

天理市川原城町605番地

天理市役所 5 階 533AB会議室

選挙期日の告示日の翌日以降

天理市川原城町605番地

天理市役所 天理市選挙管理委員会事務局

(平成31年 4 月14日 揭示済)

選挙長告示第 2 号

平成31年 4 月21日執行の天理市議会議員選挙における選挙長の公印を次のように定め、平成31年 4 月14日から使用する。

平成31年 4 月14日

天理市議会議員選挙
選挙長 堀内靖介

方 18ミリメートル
書体 てん書

(平成31年 4 月14日 揭示済)

選挙長告示第 3 号

平成31年 4 月21日執行の天理市議会議員選挙において、公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定により、選挙立会人として届出のあった者が10人を超えると及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成31年 4 月14日

天理市議会議員選挙
選挙長 堀内靖介

- 1 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所 5 階 533AB会議室
- 2 日時 平成31年 4 月18日 午後 5 時15分

(平成31年 4 月14日 揭示済)

選挙長告示第 4 号

平成31年 4 月21日執行の天理市議会議員選挙につき、候補者として別紙のとおり届出があった。

平成31年 4 月14日

天理市議会議員選挙
選挙長 堀内靖介

(平成31年 4 月14日 揭示済)

天選告示第31号

平成31年 4 月21日執行の天理市議会議員選挙の当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成31年 4 月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

公営企業

(平成31年4月8日揭示済)

天理市上下水道局公告第6号
一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成31年4月8日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

(1) 業務委託名 上下水道料金システム構築業務及び保守・運用業務委託

(2) 業務委託場所 天理市上下水道局庁舎内外

(3) 業務履行期間

① 上下水道料金システム構築業務（以下「構築業務」という。）

契約締結日から平成32年2月29日まで

② 上下水道料金システム保守・運用業務（以下「保守・運用業務」という。）

平成32年3月1日から平成37年2月28日まで

(4) 業務概要

① 構築業務

システム構築作業

カスタマイズ作業

機器の調達、設置及び設定

システム動作テスト

データ取込

ネットワーク環境構築

操作研修

マニュアルの作成

② 保守・運用業務

システム保守

帳票プリントアウトソーシング業務

金融機関との口座振替業務

コンビニ収納代行業者との収納連携業務

調定、請求、収納等のバッチ処理業務

年間スケジュール（各種バッチ処理日等）の作成支援

導入後のシステムサポートを行う上での必要となる保守業務

(5) 予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

① 構築業務

44,575,920円

② 保守・運用業務

105,106,680円

(6) 最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

① 構築業務

29,717,280円

② 保守・運用業務

70,071,480円

(7) 競争入札参加資格の確認

開札後、第2に掲げる本入札の競争入札参加資格を有することを確認（以下「事後審査」という。）し、落札者を決定する。

第2 競争入札参加資格

(1) 平成31年度天理市上下水道局入札参加資格者名簿において、役務の提供（電算業務）による登録

を受けた者であること。

(2) 次の条件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本入札の開札日及び本競争入札参加資格の確認時点までの間において、天理市上下水道局（以下「局」という。）から入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ③ 過去10年間（平成21年4月1日から公告日まで。）に給水人口5万人以上の水道事業体で、クラウド方式かつWEB方式のパッケージソフトを利用した上下水道料金システム構築業務委託（既存システムの更新業務含む。）の受注実績があること（履行期間中のものを含む。）。
- ④ I S M S（I S O / I E C 27001）、I S O 9001及びプライバシーマークの認証を取得していること。
- ⑤ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑥ その他詳細は、入札説明書による。

第3 入札担当部課

〒632-8558 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 総務経営課 営業推進係
電話番号 0743-63-1001 内線813
F A X 0743-63-7159

第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。
局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加申込書の提出

- (1) 本競争入札への参加希望者は、競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申込書の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3に同じ。
 - ③ 提出部数 1部
 - ④ 提出方法 持参による提出とする。

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 仕様書の公開

次の日程で仕様書を公開し、申込書を提出した者に対して仕様書を貸与する。

- ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 公開場所 第3に同じ。

(2) 仕様書に対する質問書の提出等（質疑がない場合は提出の必要はありません。）

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出方法 F A Xにより提出するものとする。
- ④ 回 答 質疑がある場合のみ、別表（入札日程）のとおり、入札参加者全員にF A Xで送付します。

第7 入札書及び競争入札参加資格の確認書類の提出等

(1) 第5に掲げる申込書を提出した者は、入札書並びに競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。

(2) 入札書並びに申請書及び資料の提出

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出書類 入札説明書に記載のとおり。
- ④ 提出部数 各1部

- ⑤ 送付先 〒632-8799 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務経営課 行
- ⑥ 日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。
- ⑦ 封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書 1 通を入れ封かんし、表側に業務委託名及び入札者名を記載した上で、申請書及び資料とともに外封筒に入れること。
- ⑧ 外封筒の表面に、開札日、業務委託名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、消費税抜きの金額とする。
- (4) 入札書並びに申請書及び資料を送付した後、提出期限日までの間は書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (5) 入札書並びに申請書及び資料を送付しなかったとき又は提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第 8 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局

第 9 落札者の決定

- (1) 入札の執行回数は、1 回限りとする。
- (2) 落札者の決定方法は、有効な入札を行った者のうち、入札区分（構築業務、保守・運用業務）ごとに予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格を下回らない価格を提示し、かつ入札区分（構築業務、保守・運用業務）ごとの入札価格の合計が最低の価格を提示した者について事後審査を行い落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき入札者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。
- (4) 落札金額は、入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額とする。

第10 入札の失格又は無効

下記に該当する入札は失格又は無効とする。

- (1) 本公告及び入札説明書に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- (2) 第 7 に掲げる入札の方法によらない入札
- (3) 局に対し虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札
- (4) 入札書に記名押印を欠く入札
- (5) 入札金額を訂正した入札又は判読しがたいと認められる入札
- (6) 入札説明書、仕様書において示した入札条件等に違反した入札

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市契約規則第17条から第19条に規定するとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第 3 に同じ。

別表（入札日程）

上下水道料金システム構築業務及び保守・運用業務委託	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成31年4月8日（月）から 平成31年4月19日（金）まで
競争入札参加申込書の提出期間 仕様書の公開期間	平成31年4月8日（月）から 平成31年4月19日（金）まで
質問書の提出期限日	平成31年4月24日（水）

質問書への回答日	平成31年 4 月 26 日（金）
入札書の提出期限日	平成31年 5 月 13 日（月）
申請書及び資料の提出期限日	平成31年 5 月 13 日（月）
開札の日時	平成31年 5 月 14 日（火） 午前10時
くじを行う場合の日時	平成31年 5 月 14 日（火） 午後 3 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。